

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

上申書

(次回期日の進行に関して)

平成26年4月16日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



外

原告らは, 次回期日(平成26年4月23日午後1時30分)において, 4つの準備書面(第18ないし第21準備書面)を陳述する予定です。

また, 同日の訴訟手続の進行については, 原告1名の意見陳述を10分程度, 「あるべき司法判断の枠組み」に関する第21準備書面の要約陳述を25分程度, 弁論更新期日における弁論(兼「科学の不確実性と司法判断のあり方」に関する第20準備書面の要約陳述)を25分程度, 全て合わせて60分程度で行う予定です。

なお, 第18及び第19準備書面については, 要約陳述を行う予定はありません。

以上

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

上申書

(訴訟手続促進の要望)

平成26年4月16日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



外

頭書事件は、平成24年6月26日の提訴から2年を迎えようとしており、本年4月の次回期日は、第9回口頭弁論期日となります。

この間、原告らは志賀原子力発電所の危険性を基礎づけるべく、福島第一原発事故を含む原発事故に関する書面、地震に関する書面、防災に関する書面及び被害に関する書面等、多数の書面を陳述してきました。

他方、被告は、未だに原告の主張に対する反論らしい反論を行っておらず、平成26年4月11日付上申書によれば次回期日(4月23日)において予定する弁論も、地震の基礎といったほとんど争いがない書面に対する認否及び実質的求釈明(原告第18準備書面)に対する回答のみとのことです。

そこで、裁判所におかれては、迅速な訴訟進行を図るべく訴訟指揮をしていただけるよう、ここに上申いたします。

以上